

例 ああ

もう

ねい

〔付一〕 仮名遣ノ詰問ニ対スル府県師範学校
(六十校)答申ノ梗概

おう

鳥がかあかあ 笛がぴいぴい 風がふうふう

鼠がちゅうちゅう 牛がもうもう

第二十七条 字音ヲ借りテ国音ヲ表記シタルモノ及素ト字音
ナリシモ国音ノ例ニヨリテ変化セシモノハ共ニ前諸条ノ例
ニ依ル

例 あわ(阿波)

とうづ(国府津)

びわ(琵琶)

追加

一 動詞「いふ」(言)ハ「いう」ニ改ム、但シ「ゆー」ヲ代用

スルコトヲ得

二 二語連合ノ音便ニ依リテ生ジタル転音ハ転音ノマ、

ニ表記ス

例

みやい(見合) しやわせ(仕合) ぐわい(具合)

ひつこし(引越)

ひつぱる(引張)

(イ) 法律命令其他ノ公文ニモ応用スヘシ又標準語ヲ一定
シテ本案ニ基キタル文典ヲ編纂スヘシト云フモノ一校
(ア) 口語体ノ文章ニノミ応用スヘシト云フモノ一校
(イ) 小学校、中学校ノミナラス文字ヲ用フル全方面ニ遍
ク行ハルル方法ヲ採ルヘシト云フモノ一校

(イ) 口語典及ヒ標準語ノ辞書ヲ編纂スヘシ(応急ノタメ
ナレハ完全ナルモノヲ望マス)又セメテ文部省ヨリ発スル
公文ニナリトモ本案ヲ応用スヘシト云フモノ一校
(ト) をヲおニ改ムヘシ(第一条、第四条、第八条、第十六条
関係)ト云フモノ六校

一 本案ニ賛成セルモノ二十五校

(一) 全項ニ瓦リテ賛成セルモノ七校

(二) 或項等ニ就キ意見アルモノ十八校
(イ) 本案ヲシテ実地ニ成立セシメンニハ先ツ適法ノ手続
ヲ履ミテ今日ノ口語ノ法則ヲ成文律ニ制定シ社会ノ承
認ヲ経ヘシト云フモノ一校

(ロ) 仮名遣改定ノ結果動詞ノ活用ニ変化ヲ生スルカ故ニ
之ヲ一定シテ各段各行ノ動詞ヲ尽シテ公示スヘシト云
フモノ一校

- (チ) 語ノ上ニアリテハおヲ用ヒ語ノ中、下及ヒ天爾乎波ニハをヲ用フヘシ(第一条関係)ト云フモノ三校
- (リ) わト発音スルモいしはら(石原)等ノ如ク二語連合ノ結果ヨリ生スルはハ從来ノ仮名ヲ用フヘシ(第二条関係)ト云フモノ一校
- (ヌ) をしふ(教)うう(植)等ノ語尾ふ、うハゆト発音スルコトナシうト発音ス(第六条、第十条関係)ト云フモノ一校
- (ル) ほハ於列ノ仮名ノ下ニ附キテモ長音ニ発音スルコトナシ(第八条関係)ト云フモノ一校
- (ヲ) や、づハ總テじ、ずニ一定スヘシ(第十二条、第十三条関係)ト云フモノ六校
- (ワ) や、づハ旧来ノ慣用ニ依ルモ妨ナシトスヘシ(第十二条、第十三条関係)ト云フモノ一校
- (カ) や、づハ旧来ノ仮名遣ニ依ルヘシ(第十二条、第十三条関係)ト云フモノ四校
- (ヨ) 用言ノ語尾、其音便及ヒ未來助動詞ノ長音ニ発音スルモノヲモ他ノ場合ト同シク「一」ニ改ムヘシ(第十四条乃至第十六条、第二十条乃至第二十六条、第三十一条関係)ト云フモノ四校
- (イ) 他ニ良法アラハ必スシモ「一」ニ限ラスト云フモノ一校
- (ロ) 動詞ノ語尾ニ「一」ヲ用フルコト、聯関シテ動詞ハ總テ仮名ニテ書スヘシト云フモノ一校
- (タ) 長音ニハ用言ノ語尾又ハ其音便ノ場合ヲ除キア、い、う、え、おヲ用フヘシ(第八条、第十四条乃至第二十九条、第三十一条関係)ト云フモノ一校
- (ハ) 阿列ノ仮名ニふ又ハうカ附キテ於段ノ長音ニ発音スルモノモ其ふ又ハうカ用言ノ語尾、其音便又ハ未來助動詞ナルトキハ尚ホ阿列ノ仮名ニうヲ附スヘシ(第十四条乃至第十六条関係)ト云フモノ三校
- (バ) いふ(言ふ)ヲゆうニ改ムヘシ(第二十条関係)ト云フモノ一校
- (カ) 以列ノ仮名ニうカ附キテ字列ノ長キ拗音ニ発音スルモノモ其うカ形容詞ノ副詞法ノ音便ナルトキハ尚ホ以列ノ仮名ニうヲ附スヘシ(第二十条関係)ト云フモノ二校
- (タ) 江列ノ仮名ニふ又ハうカ附キテ於列ノ長キ拗音ニ発音スルモノモ其ふ又ハうカ用言ノ語尾、其音便又ハソ

レニ未来助動詞ノ附キタルモノナルトキハ尙ホ江列ノ

仮名ニうヲ附スヘシ（第二十二条乃至第二十四条関係）ト

云フモノ二校

（三）或項ニ就キ意見アリト云フモ別ニ案ヲ具セサルモノ一

校

二 詰問案ノ参考トシテ添附シタル別案ニ贊成セルモノ二十

校

（一）全項ニ瓦リテ贊成セルモノ十三校

（二）或項等ニ就キ意見アルモノ十一校

（イ）中等程度ノ学校ニ及ホスハ不可ナリト云フモノ一校

（ロ）をハ天爾乎波ヲ除クノ外ハおニ改ムヘシ（第一条、第

四条、第七条、第十五条関係）ト云フモノ二校

（ハ）天爾乎波ノをハ從来ノ仮名ニ從ヒ他ハ発音ニヨリテ

お又ハをヲ用フヘシ（第一条、第四条、第七条、第十五条

関係）ト云フモノ二校

（二）をハ總テおニ改ムヘシ（第一条、第四条、第七条、第十

五条関係）ト云フモノ四校

（ホ）わ、い、う、えト発音スル動詞ノ語尾ノは、ひ、

ふ、へ、わ、い、う、えニ改ムヘシ（第二条、第三条、

第五条、第六条、第十三条、第二十条、第二十二条、第二十

四条関係）ト云フモノ二校

（ヘ）わ、い、え、じ、ずト発音スルモいしはら（石原）か

ひこ（蚕）さへある（遮）をぢ（祖父）きかづき（杯）等二語

連合ノ結果ヨリ生スルモノ又ハ動詞ノ活用ヨリ起ルモ

ノハ単立語ト見做スヘキモノモ尙ホ從来ノ仮名ヲ用フ

ヘシ（第二条、第三条、第六条、第十一条、及ヒ第十二条ノ

附則関係）ト云フモノ一校

（ト）い、えト発音スルモ動詞ノ活用ヨリ起ルる、ゑハ

単立語ト見做スヘキモノモ尙ホ從来ノ仮名ヲ用フヘシ

（第八条、第十条関係）ト云フモノ二校

（チ）ゆト発音スルうハ從来ノ仮名ヲ用フヘシ（第九条関

係）ト云フモノ二校

（リ）ぢ、づハ動詞ノ語尾ノ場合ニモジ、ずヲ用フルコト

ヲ許容スヘシ（第十一条、第十二条関係）ト云フモノ一校

（ヌ）ぢ、づハ總テジ、ずニ一定スヘシト云フモノ一校

（ヌ）長音ニハ用言ノ語尾音便又ハ未來助動詞ノ場合ヲ除

キア、い、う、え、おヲ用フヘシ（第七条、第十三条乃

至第二十二条、第二十三条乃至第二十八条関係）ト云フモノ

一校

（ヲ）長音ニハ用言ノ語尾、其音便又ハ未來助動詞ノ場合

ヲ除キおかあさん、おじいさん、ゆうだち、ねえさん、

きのおノ如クア、い、う、え、おノ字傍ニ单線ヲ画

シタルモノ即チア、い、う、え、おヲ用フヘシ（第七

条、第十三条乃至第二十二条、第二十三条乃至第二十八条関

係）ト云フモノ一校

(ワ) 長音ニハラヲ用フヘシ但小学校ニ在リテハこうり

(水)ノ如クうノ右肩ニ单線ヲ画シタルモノ即チラヲ用

フヘシ(第七条、第十三条乃至第二十八条、第三十条関係)

ト云フモノ一校

(カ) 長音ノ書キ方ハ新旧何レヲ用フルモ妨ナシ年月ヲシ
テ淘汰セシムヘシ(第七条、第十三条乃至第二十八条、第
三十条)ト云フモノ一校

三 或程度マテハ別案ニ賛成セルモノ二校

(イ) 語根不明ノ名詞等ハ別案ニ従フモ妨ナシ(但シをハお

ニ改ム)文法書ヲ制定シ、別案ニ幾多ノ修正ヲ施シテ試

験的ニ小学校ニ施行スルハ妨ナシト云フモノ一校

(ロ) 尋常小学校第二学年以上ハ教科書ニ用フルモ可ナリ第

三学年以上ハ綴リ方ノミニ許容スヘシト云フモノ一校

四 改定ヲ延期スヘシト云フモノ三校

五 単ニ研究ヲ要スト云ヒテ別ニ案ヲ具セサルモノ四校

六 改定ヲ不可トスト云フモノ二校

文部大臣官房図書課長

文部書記官 渡部 董之 介殿

帝国教育会長 辻 新次

国語仮名遣改定案并字音仮名遣ニ関スル事項

国語仮名遣改定案諸言

一 本案ノ改定仮名遣ハ口語文ニ適用スルモノトス但教科書
ニ用フル文語ハ従来ノ仮名遣ニ依リ文語ノ作文ニハ改定ノ
仮名遣ニ依ルモ妨ゲナシ

二 本案ノ改定仮名遣ハ現行ノ国定小学校教科書大修正ノ場
合ニ実行スルモノトス

三 本案ノ仮名遣ハ中等教育ノ学校教授上ニモ実行セシコト

〔付二〕 仮名遣ノ諮問ニ対スル帝国教育会ノ

答申

本年三月九日御諮詢ニ相成候文法上許容スベキ事項及国語仮
名遣改定案并字音仮名遣ニ関スル事項ニ付テハ本会ニ於テ特
ニ調査委員ヲ設ケテ審議討究セシメ候処其結果文法上許容ス
ベキ事項ニ就キテハ別ニ意見無之国語仮名遣改定案并字音仮
名遣ニ関スル事項ニ就キテハ別紙ノ通改正致度意見ニ有之候
尤諸言ニ就キテハ左記之通御改正相成度候此段及答申候也

明治三十八年十一月六日